五　昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六七七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三〇三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・三九九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五〇四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三三〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三九四
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六一二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一九七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二九三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九九一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二六三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一九二
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七八七
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五八八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二一六
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八二九
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七三七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二六
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二六八

六　昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四三八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七七六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四〇〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四八八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五八〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三九八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四五五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六六九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二五〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三四〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇三四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三〇一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二二〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八一三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六〇七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二三一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八四三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七五〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七八

七　昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五五四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八八七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五〇六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五八八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六六五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四七四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五二三